

# 一般社団法人放送サービス高度化推進協会 役員退職慰労金支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人放送サービス高度化推進協会(以下「本協会」という。)の常勤の役員(以下「役員」という。)の退職慰労金について定めることを目的とする。

## (退職慰労金の支給対象)

第2条 退職慰労金は、役員(出向役員を除く。)が退職し、又は死亡したとき支給する。

2 退職慰労金は、役員が定款第29条第1項により解任されたときは支給しない。

## (退職慰労金の額)

第3条 退職慰労金の額は、役員の退職時又は死亡時において支給されていた年間報酬の12分の1に、在任期間(月数)／12を乗じて得た額とする。

## (在任期間の計算)

第4条 前条の在任期間は、任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月として計算する。

## (端数処理)

第5条 退職慰労金の額の計算において、千円未満の端数は千円に切り上げる。

## (規程の変更)

第6条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

## 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(設立登記の日は2013年4月1日)

## 附則

この規程は、本協会の定款変更の日から施行する。

(定款変更の日は2016年4月1日)